

生駒市いじめ防止基本方針（案）概要

I 「生駒市いじめ防止基本方針」策定の意義

「教育大綱」の基本方針「21世紀を生き抜く優しくたくましい人づくり」を進めるために、また、平成25年に制定、施行された「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの防止等のための対策を包括的かつ効果的に推進するために、「生駒市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

II いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（法第2条第1項）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本理念

いじめを受けた児童生徒の心身保護に優先的に取り組むばかりでなく、いじめが行われていた環境にいた児童生徒が何らかの形で精神的被害を受けているという認識を持ち、市、学校、地域、家庭、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 基本的な考え方

①いじめの防止

・学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

②いじめの早期発見

・いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

③いじめへの対処

・いじめ問題が発生したときは、きめ細かく事実確認を行い、すばやく適切な対応を進め、関係する児童生徒や保護者が納得する解決とする。

④地域社会・家庭との連携

・社会みんなで児童生徒を見守り、健全な成長を促すため、学校、地域、家庭が積極的に連携を進める。

⑤関係機関との連携

・学校における教育上の指導だけでなく、関係機関との連携により、いろいろな側面からいじめ問題の解決を図る。

Ⅲ いじめ防止等のための対策

1 市の取組

- ①「生駒市いじめ問題対策連絡協議会」の設置
(構成者：学識経験者、弁護士、臨床心理士、警察関係、学校関係等)
- ②いじめの防止
- ③いじめの早期発見
- ④いじめへの対処
- ⑤地域社会・家庭との連携
- ⑥関係機関との連携

2 学校の取組

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの防止等の対策のための組織の設置
- ③いじめの防止
- ④いじめの早期発見
- ⑤いじめへの対処
- ⑥地域社会・家庭との連携
- ⑦関係機関との連携
- ⑧教職員研修の実施

Ⅳ 重大事態への対処

1 重大事態の意味（法第 28 条第 1 項）

- ・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき等。

2 教育委員会又は学校による調査

- ・学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会を通して市長へ、事態発生について報告する。
- ・重大事態に係る調査の主体は、教育委員会又は学校とし、調査の主体は教育委員会が判断する。

3 調査結果の提供及び報告

- ・調査結果については、教育委員会が市長に報告する。また、学校が調査の主体の場合は、学校が教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。

4 市長による再調査及び措置

- ・教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
この再調査は、市長が設置する附属機関が行う。